

医薬品に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置状況	有 ・ 無
② 従業者に対する医薬品の安全使用のための研修の実施状況	年 1 回
<p>・ 研修の主な内容：</p> <p>12月</p> <p>全職員に対し、麻薬の使用方法、取り扱い上の注意事項、事故防止対策の講義</p>	
③ 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施状況	
<p>・ 手順書の作成 (有 ・ 無)</p> <p>・ 業務の主な内容：</p> <p>9月 手順書に準じた業務実施状況の確認。</p> <p>3月 手順書の改訂版(第2版)を発行。</p>	
④ 医薬品の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医薬品の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<p>・ 医薬品に係る情報の収集の整備 (有 ・ 無)</p> <p>・ その他の改善のための方策の主な内容：</p> <p>医薬品添付文書情報は、改定の都度、メーカーに請求するとともに、処方オーダーシステム内の添付文書情報も逐次更新している。(オーダー時、参照可能)</p>	

医療機器に係る安全管理のための体制の確保に係る措置

① 医療機器の安全使用のための責任者の配置状況	有 ・ 無
② 従業者に対する医療機器の安全使用のための研修の実施状況	年 6 回
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸器の基礎と使用について。 ・ 輸液ポンプ、シリンジポンプについて。 ・ I A B P とスワンガンツカテーテルについて。 ・ 閉鎖式保育器について。 	
③ 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の策定 (有 ・ 無) ・ 保守点検の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工呼吸器は、メーカーによる定期点検と院内 C E 点検。 ・ 輸液ポンプ、シリンジポンプは、メーカーによる定期点検と C E 点検。 ・ 除細動器等は、主に院内点検を中心に行っている。 	
④ 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集その他の医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機器に係る情報の収集の整備 (有 ・ 無) ・ その他の改善のための方策の主な内容： <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット情報 医薬品医療機器統合機構メール配信 厚生労働省及び近畿厚生局のホームページ ・ メーカーによる情報 各メーカーからの情報提供 ・ 臨床工学技士会ネット情報 	